

我が国のEPAにおける留保の例 日チリEPA:越境サービス

(注:投資にかかる留保は投資章に記載されるため除かれている。)

平成23年10月25日
外務省

協定の発効後も留保を維持できる分野

自動車整備業, 職業紹介・派遣サービス, 建設業, 回収代行, 計量器の検査・検定サービス,
労働保険料徴収, 鉱業附随, 弁護士, 外国法事務弁護士, 弁理士, 公証人, 司法書士, 公認会計士,
税理士, 建築士, 社会保険労務士, 行政書士, 海事代理士, 土地家屋調査士, 不動産業, 不動産鑑定業,
外国人の日本国船籍船乗船, 警備業, 職業安全及び衛生関連, 測量業, 航空機使用業, 通関業,
貨物利用運送業, 道路運送業, 水先人, 外航海運業, 不開場港への寄港, 技能検定, 家畜取引

将来新たに規制を導入できる分野

電報・郵便／賭博, 過去に締結したFTAにおける約束, 新たなサービス, 航空・宇宙開発,
武器・火薬産業, 電気・ガス・原子力, 漁業, 放送, 警備業, 法執行・社会事業サービス